

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年12月12日
【発行者の名称】	アクセリア株式会社 (Accelia, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牧野 顕道
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目3番地4
【電話番号】	(03)5211-7750 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 高橋 裕次
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	アクセリア株式会社 https://www.accelia.net/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期中	第23期	第24期
会計期間	自2024年4月1日 至2024年9月30日	自2022年4月1日 至2023年3月31日	自2023年4月1日 至2024年3月31日
売上高 (千円)	528,325	1,071,565	1,187,584
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△18,510	9,899	29,018
中間純損失(△)又は当期純利益 (千円)	△9,663	5,128	18,214
純資産額 (千円)	429,945	442,502	446,483
総資産額 (千円)	690,328	740,521	782,968
1株当たり純資産額 (円)	625.38	628.11	649.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	5.0 (-)	10.0 (-)
1株当たり中間純損失(△) 又は1株当たり当期純利益 (円)	△14.06	7.28	26.17
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	62.3	59.8	57.0
自己資本利益率 (%)	△2.2	1.2	4.1
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	68.7	38.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△7,990	△108,629	96,716
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△30,439	△48,187	△32,699
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△51,551	32,959	△16,909
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	390,284	433,159	480,266
従業員数 (人)	38	39	35

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、当社株式は非上場であったため、また第25期中については、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

5. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第24期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について應和監査法人の監査を受けておりますが、第23期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、同規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第25期中(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、應和監査法人の中間監査を受けております。

6. 2024年8月7日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純損失又は1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 第25期中より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
38	35.0	7.9	5,097

当社は、CDN 事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	従業員数(人)
技術部門	24
営業部門	7
管理部門	7
合計	38

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は、その総数が従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（2024年4月1日～2024年9月30日）における我が国経済は、原材料価格の高騰や、為替や株価の大幅な変動など、不安定な様相を呈しております。また世界各所で地政学的リスクが高まっており、世界情勢においても依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社におきましては既存事業の強化とともに、新規サービスの提供に取り組んでまいりました。

当社事業の主軸である CDN サービス事業におきましては、物価上昇や為替の変動に対応するためにサービス提供価格の適正化に注力するとともに、より付加価値の高い新たな自社 CDN サービス

「DuraSite-Edge（デュラサイト - エッジ）」の提供を開始し、継続取引と新規案件の獲得に努めております。またサイバー攻撃が年々複雑化、広範化しており、企業活動や社会活動に深刻な影響を及ぼしていることから、高度なセキュリティ機能を提供する Solution CDN サービスに対する需要や、産業サイバーセキュリティにも対応する当社の ICS（産業サイバーセキュリティ）事業への引き合いが底堅く、堅調に推移しております。SI（システムインテグレーション）事業におきましても、企業の旺盛な DX 推進への取り組みに支えられ、安定的な案件の獲得が継続しております。

この結果、当中間会計期間の業績は、売上高 528,325 千円、営業損失 21,221 千円、経常損失 18,510 千円、中間純損失 9,663 千円となりました。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

また、当社の事業は CDN 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、390,284 千円（前事業年度比 89,981 千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は7,990千円となりました。これは主に税引前中間純損失18,510千円、減価償却費11,817千円、売上債権の減少額39,267千円及び未払金の減少12,882千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は30,439千円となりました。減少要因は有形固定資産の取得による支出16,030千円及び無形固定資産の取得による支出14,409千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は 51,551 千円となりました。減少要因は長期借入金の返済による支出 44,676 千円及び配当金の支払いによる支出 6,875 千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績は次のとおりであります。なお、当社はCDN事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

事業部門の名称	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	前年同期比(%)
CDNサービス	423,010	—
システムインテグレーション	75,416	—
産業サイバーセキュリティ	29,897	—
合計(千円)	528,325	—

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

2. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期実績との比較は行っておりません。

3. 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社プロトコーポレーション	73,652	13.9
KDDI株式会社	56,724	10.7

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年9月27日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社ではフィリップ証券(株)を2024年2月15日開催の取締役会において、担当 J-Adviser に指定することを決議し、2024年2月15日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な

事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし b の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれがあると乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛

策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、常に最新の技術動向を注視し、事業化のための検討と検証を行っております。
当中間会計期間における研究開発費は775千円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末より126,057千円減少し564,229千円となりました。これは主に現金及び預金で89,981千円、売掛金で49,299千円減少したこと等によるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産は、前事業年度末より33,417千円増加し126,099千円となりました。これは主に固定資産全体で減価償却が進んだことで11,817千円の減少があったものの、負荷分散サービス用設備等の購入等で工具、器具及び備品が16,234千円、販売管理システムの導入等でソフトウェアが14,587千円増加したことと、繰延税金資産で8,992千円、長期前払費用で5,598千円増加したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末より92,639千円減少し690,328千円となりました。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債は、前事業年度末より55,363千円減少し126,009千円となりました。これは主に1年内返済予定の長期借入金で21,683千円、未払法人税等で11,539千円、未払消費税等で8,754千円、買掛金で5,074千円減少したこと等によるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債は、前事業年度末より20,738千円減少し134,373千円となりました。これは主に長期借入金が1年内返済予定の長期借入金への振替により22,993千円減少したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は、前事業年度末より76,101千円減少し260,383千円となりました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末より16,538千円減少し429,945千円となりました。これは中間純損失の計上による9,663千円の減少と、配当金の支払6,875千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除去等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2024年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2024年12月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,000,000	2,166,000	834,000	834,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	3,000,000	2,166,000	834,000	834,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第10回新株予約権（2016年6月29日定時株主総会及び2016年7月11日開催の取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2024年9月30日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	69	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,900(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	505(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年7月14日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 505(注)4 資本組入額 253(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数

とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 2024年7月16日開催の取締役会決議により、2024年8月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権（2018年6月27日定時株主総会及び2018年7月9日開催の取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2024年9月30日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	65	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,500(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年7月11日 至 2028年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500(注)4 資本組入額 250(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 2024年7月16日開催の取締役会決議により、2024年8月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回新株予約権（2018年6月27日定時株主総会及び2019年3月11日開催の取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2024年9月30日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年3月13日 至 2028年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500(注)4 資本組入額 250(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 2024年7月16日開催の取締役会決議により、2024年8月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年8月7日 (注)	825,660	834,000	—	—	—	—

(注) 2024年7月16日開催の取締役会決議により、2024年8月7日付けで普通株式1株を100株に分割しております。これにより、株式数は825,660株増加し、834,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合 (%)
牧野 顕道	東京都千代田区	186,000	27.1
シャヌワール株式会社	東京都千代田区九段南4-8-8 プレミスト九段1501号	99,800	14.5
JAIC企業育成投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本アジア投資株式 会社	東京都千代田区九段北3丁目2番 4号メヂカルフレンドビル2階	58,200	8.5
門林 雄基	京都府木津川市	49,000	7.1
辻本 久和	奈良県北葛城郡広陵町	46,000	6.7
アクセリア従業員持株会	東京都千代田区麴町三丁目3番 地4	38,000	5.5
難波 紀子	東京都港区	20,000	2.9
キャノン電子テクノロジー株式会社	東京都港区海岸一丁目4-8	20,000	2.9
株式会社セプテーニ	東京都新宿区西新宿8-17-1	20,000	2.9

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)
辻本 千草	奈良県北葛城郡広陵町	15,000	2.2
宮内 良一	茨城県守谷市	12,000	1.7
入江 西子	東京都中央区	10,000	1.5
大蔵 峰樹	千葉県千葉市花見川区	10,000	1.5
篠宮 弘行	東京都渋谷区	10,000	1.5
牧野 貴子	東京都千代田区	10,000	1.5
計	—	604,000	87.9

(注) 上記の他、当社所有の自己株式146,500株があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 146,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 687,500	6,875	権利内容に何ら 限定のない、当社 における標準と なる株式であり、 単元株式数は100 株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	834,000	—	—
総株主の議決権	—	6,875	—

② 【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) アクセリア株式会社	東京都千代田区 麴町三丁目 3番地4	146,500	—	146,500	17.6
計	—	146,500	—	146,500	17.6

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありましたので、該当事項はありません。

なお、当社株式は2024年10月31日付けで、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場いたしました。

3 【役員状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、当発行者情報公表日までの役員の異動は該当ありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は第2種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、應和監査法人による中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、子会社が有りませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	480,266	390,284
売掛金	164,717	115,417
契約資産	—	10,032
リース投資資産	4,650	4,731
仕掛品	433	1,936
前払費用	40,142	41,651
その他	78	175
流動資産合計	690,286	564,229
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,933	20,933
減価償却累計額	△10,896	△11,882
建物(純額)	10,037	9,051
工具、器具及び備品	407,659	419,362
減価償却累計額	△358,737	△364,298
工具、器具及び備品(純額)	48,921	55,063
有形固定資産合計	58,959	64,115
無形固定資産		
ソフトウェア	2,935	16,783
ソフトウェア仮勘定	177	—
その他	87	87
無形固定資産合計	3,200	16,871
投資その他の資産		
出資金	10	10
長期前払費用	4,800	10,399
繰延税金資産	4,732	13,724
敷金及び保証金	20,979	20,979
投資その他の資産合計	30,521	45,112
固定資産合計	92,681	126,099
資産合計	782,968	690,328

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	34,797	29,722
1年内返済予定の長期借入金	83,826	62,143
未払金	34,502	21,788
未払費用	3,048	3,995
未払法人税等	11,684	145
前受金	6,196	4,167
その他	7,317	4,047
流動負債合計	181,373	126,009
固定負債		
長期借入金	112,940	89,947
退職給付引当金	42,171	44,426
固定負債合計	155,111	134,373
負債合計	336,484	260,383
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	239,611	239,611
資本剰余金合計	239,611	239,611
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	195,282	178,744
利益剰余金合計	195,282	178,744
自己株式	△88,410	△88,410
株主資本合計	446,483	429,945
純資産合計	446,483	429,945
負債純資産合計	782,968	690,328

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
売上高	※ 1	528,325
売上原価		382,118
売上総利益		146,207
販売費及び一般管理費		167,428
営業損失(△)		△21,221
営業外収益		
受取利息		22
補助金収入		3,330
雑収入		8
営業外収益合計		3,361
営業外費用		
支払利息		650
営業外費用合計		650
経常損失(△)		△18,510
特別損失		
固定資産売却損		0
固定資産除却損		0
特別損失合計		0
税引前中間純損失(△)		△18,510
法人税等	※ 2	△8,847
法人税等合計		△8,847
中間純損失(△)		△9,663

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	100,000	239,611	239,611	195,282	195,282	△88,410	446,483	446,483
当中間期変動額								
剰余金の配当				△6,875	△6,875		△6,875	△6,875
中間純損失(△)				△9,663	△9,663		△9,663	△9,663
当中間期変動額 合計	-	-	-	△16,538	△16,538	-	△16,538	△16,538
当中間期末残高	100,000	239,611	239,611	178,744	178,744	△88,410	429,945	429,945

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失(△)	△18,510
減価償却費	11,817
固定資産売却損	0
固定資産除却損	0
受取利息	△22
支払利息	650
売上債権の増減額 (△は増加)	39,267
リース投資資産の増減額 (△は増加)	△81
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,503
前払費用の増減額 (△は増加)	△1,512
仕入債務の増減額 (△は減少)	△5,074
未払金の増減額 (△は減少)	△12,882
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,254
その他	△10,080
小計	4,322
利息及び配当金の受取額	22
利息の支払額	△647
法人税等の支払額	△11,688
営業活動によるキャッシュ・フロー	△7,990
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△16,030
無形固定資産の取得による支出	△14,409
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,439
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△44,676
配当金の支払額	△6,875
財務活動によるキャッシュ・フロー	△51,551
現金及び現金同等物の増加額 (△は減少)	△89,981
現金及び現金同等物の期首残高	480,266
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 390,284

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（中間貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当中間会計期間においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間の末日における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) CDNサービス

CDNの配信基盤をベースとする、又はCDNとシステム連携するサービス全般を指しており、CDNとともにセットで販売し、サービスの提供を行っております。これらの収益は、主に顧客に対するサービス提供が完了したことにより履行義務が充足されたと判断して、サービス提供の完了をもって収益認識しております。なお、機材への保守サービス等、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(2) システムインテグレーション

システムの受託開発や開発支援、セキュリティ機器の販売等を行っております。受託開発に係る収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が3ヶ月以内の場合には、顧客が検収したことにより履行義務が充足されたと判断して、検収完了をもって収益認識しております。機器の販売等の収益は、顧客が検収したことにより履行義務が充足されたと判断して、検収完了をもって収益認識しております。開発支援等の収益は、顧客に対するサービス提供が完了したことにより履行義務が充足されたと判断して、サービス提供の完了をもって収益認識しております。なお、機材への保守サービス等、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(3) 産業サイバーセキュリティ

社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する人材・組織・システム・技術の育成に伴う、講習等実施計画の策定をはじめ、演習用機材の調達、演習用環境の構築、受講生向け講義の実施及び演習の補助等を行っております。計画の策定、機材の調達、環境の構築等の収益は、顧客が検収したことにより履行義務が充足されたと判断して、検収完了をもって収益認識しております。また、講義の実施及び演習の補助等の収益は、顧客に対するサービス提供が完了したことにより履行義務が充足されたと判断して、サービス提供の完了をもって収益認識しております。なお、機材への保守サービス等、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しています。

3 減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	
有形固定資産	11,079千円
無形固定資産	738千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	8,340	825,660	—	834,000
合計	8,340	825,660	—	834,000
自己株式				
普通株式	1,465	145,035	—	146,500
合計	1,465	145,035	—	146,500

(変動事由の概要)

当社は2024年8月7日付けで普通株式1株につき100株の割合をもって分割したことにより、普通株式は825,660株、自己株式は145,035株、それぞれ増加しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
			当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	6,875	1,000	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
現金及び預金勘定	390,284千円
現金及び現金同等物	390,284千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されること、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	196,766	196,255	510
負債計	196,766	196,255	510

当中間会計期間（2024年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	152,090	151,485	604
負債計	152,090	151,485	604

2. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	196,255	—	196,255
負債計	—	196,255	—	196,255

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

- ・長期借入金(1年内返済予定長期借入金を含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当中間会計期間（2024年9月30日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	151,485	—	151,485
負債計	—	151,485	—	151,485

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

- ・長期借入金(1年内返済予定長期借入金を含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
CDN サービス	423,010
システムインテグレーション	75,416
産業サイバーセキュリティ	29,897
顧客との契約から生じる収益	528,325
その他の収益	—
外部顧客への売上高	528,325

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、代金は取引先との契約に基づき、CDN サービスは概ね1ヵ月以内、システムインテグレーション、産業サイバーセキュリティは概ね2ヵ月以内に回収しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	164,717
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	115,417
契約資産(期首残高)	—
契約資産(中間期末(期末)残高)	10,032
契約負債(期首残高)	6,196
契約負債(中間期末(期末)残高)	4,167

契約資産は、主に期末日時点で完了しているが、未請求となっている履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は「前受金」に計上しております。契約負債は、各サービスにかかる販売契約の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当中間会計期間の期首現在の契約負債残高のうち、5,525千円を当中間会計期間の収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約が1年以内の契約のため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当中間会計期間における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃借等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、CDN 事業のみの単一セグメントであるためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	CDN サービス	システム インテグレーション	産業サイバー セキュリティ	合計
外部顧客への 売上高	423,010	75,416	29,897	528,325

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)
株式会社プロトコーポレーション	73,652
KDDI 株式会社	56,724

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
1株当たり純資産額	649円43銭	625円38銭

(注) 1. 2024年8月7日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額を算定しております。

2. 1株当たり中間純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純損失(円)	△14円06銭
(算定上の基礎)	
中間純損失(△)(千円)	△9,663
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純損失 (△)(千円)	△9,663
期中平均株式数(株)	687,500
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間純利益の算定に含めなかつ た潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の 株式数13,900株)。詳細は「第5 【発行者の状況】1【株式等の状 況】(2)【新株予約権等の状況】」 に記載のとおりであります。

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないこと。また、第25期中は1株当たり中間純損失であることから記載しておりません。

2. 当社は2024年7月16日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年8月7日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】
該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月12日

アクセリア株式会社
取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 澤田 昌輝
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堀 友善
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクセリア株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アクセリア株式会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。